上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上天草市の水産業の後継者を確保・育成するため、上天草市内において新たに独立型の漁業に就業した者を支援する上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について上天草市補助金等交付規則（平成１６年規則第３５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　独立型の漁業

常勤の雇用契約（口頭も含む。）によって雇用されず、自らの漁獲物を自ら出荷して収入を得て経営を行う漁業で、次のア～ウのすべての要件を満たしているものをいう。

ア　漁業に供する漁船や漁業活動に必要な許認可を自らの名義で取得していること。

イ　漁獲物や漁業資材の取引を自らの名義で行っていること。

ウ　漁獲による収入や経費の支出を自ら管理していること。

（２）　新規就業者

国の独立型の長期研修事業を修了し、上天草市内で新たに漁業経営を開始した者

（交付対象者）

第３条　市長は、次の各号の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）　独立型の漁業に就業して５年未満の新規就業者で、１８０日以上の年間就業日数が見込める者

（２）　独立型の漁業以外に週３５時間以上勤務する雇用契約を締結していない者

（３）　現在及び過去において暴力団員、暴力準構成員、暴力団関係者、総会屋等その他反社会的勢力に所属していない者

（４）　生活費の確保を目的とした他の事業（生活保護、農林水産業の補助事業等）による交付を受けていないこと。

（５）　市税及び水道料金（以下「市税等」という。）の未納がないこと。

（６）　上天草市に住民登録している者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、経営開始初年度は、交付期間１年につき、１人当たり１５０万円を交付する。経営開始２年目以降の補助金の額は、交付期間１年につき１人当たり最大１５０万円とし、次式により算定するものとする。

なお、交付期間が年度をまたぐ場合は、日割り計算により算出した額を各年度に交付するものとする。

　（３５０万円－前年所得（当該補助金及び年金の受給を除く。））×３/５（１円未満切捨て）－前年の年金受給額

（補助金の交付申請）

第５条　本事業における補助金の交付を受けようとする者は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）を通じて上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（１）　履歴書（様式第２号）※交付初年度のみ提出

（２）　誓約書（様式第３号）

（３）　営漁計画書（様式第４号）

（４）　前年の確定申告書の写し

（５）　市税等の未納がない証明書

（６）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、上天草市新規漁業就業定着支援補助金交付決定通知書（様式第５号。以下「交付決定通知書」という。）により漁協を通じて申請者に通知するものとする。

（交付期間）

第７条　交付期間は、最長２年間とする。

（補助金の停止）

第８条　次の各号に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付を停止する。ただし、病気等のやむを得ない理由により漁業経営を中止又は休止する場合は、速やかに申し出るものとし、漁業経営を再開した時点から残りの期間において、補助金の交付を再開することとする。

（１）　漁業経営を中止した場合。

（２）　漁業経営を半年以上休止した場合。

（３）　実績報告等要綱に規定されている報告を行わないとき。

（４）　就業状況の現地確認等により、適切な漁業経営を行っていないと市長が判断したとき。

（補助金の返還）

第９条　次の各号に掲げる事項に該当する場合は、申請者又はその保証人に、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（１）　補助金の交付終了後、特別な事由なく交付期間又は２年間のいずれかの長い期間継続して上天草市で漁業に従事しなかったとき。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は返還を求めない。

（２）　虚偽の申請を行ったことが判明したとき。

（３）　年間の漁業従事日数が１８０日に満たない場合は、１８０日に満たない日数を日割りし、その額を返還するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は返還を求めない。

（実績報告）

第１０条　本事業による補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、交付期間中は４月から９月までを上半期、１０月から翌年３月までを下半期として、各期間中の操業実績を営漁実績報告書（様式第６号。以下「実績報告書」という。）により、水揚げ証明書や写真等を添えて、漁協を通じて市長に報告するものとする。交付が終了した者においても、第９条に定める期間は年度末に当該年度分の就業状況を、漁協を通じて市長へ報告するものとする。

　（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金交付確定通知書により漁協を通じて補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の規定により額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備及び保管）

第１３条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保管しなければならない。

（事業年度）

第１４条　この事業の事業年度の期間は、４月１日から翌年３月３１日までとする。漁期等により２か年度にわたる補助金の交付を受けようとする者は、その年度ごとに申請しなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年３月２９日から施行する。